



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月19日(火) 第9751号

目次

| | ページ |
|-------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の設立の認可(農村整備課) | 2 |

■ 告 示

◎群馬県告示第197号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡昭和村(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡昭和村(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度、次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により下江黒土地改良区の設立を令和元年11月11日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年11月19日

群馬県知事 山本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111